



長野県報

11月25日(月)
令和元年
(2019年)
第59号

目 次

規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則（高校教育課）	1

告 示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	1
家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定による指定の解除（3件）（園芸畜産課家畜防疫対策室）	2
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	2
県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱の廃止（水道事業課）	3

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（スポーツ課）	3
------------------------	---

訓 令

長野県文書規程の一部改正（情報公開・法務課）	3
------------------------	---

規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第23号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の次に次の1条を加える。

（産業復興支援室）

第8条 産業政策課に、当分の間、令和元年台風第19号による災害により被害を受けた中小企業等の復旧復興の支援に関する事務（他の所管に属するものを除く。）をつかさどらせるため、産業復興支援室を付置する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事課

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年11月25日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

高校教育課

告 示

長野県告示第318号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
上田市上丸子1478番5の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第319号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（令和元年長野県告示第214号）により指定した区域及び家畜の種類の全てについて、令和元年10月3日をもってその指定を解除しました。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部守一

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第320号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（令和元年長野県告示第215号）により指定した区域のうち、北佐久郡立科町の区域について、令和元年10月15日をもってその指定を解除しました。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部守一

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第321号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（令和元年長野県告示第216号）により指定した区域及び家畜の種類の全てについて、令和元年10月7日をもってその指定を解除しました。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部守一

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第322号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信州新町日原西字中ノ段2634の6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第323号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

茅野市湖東字上ヤチ6648のイ・6649・6650の4・6653の1・6653の3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、6647の1、6650の1、6650の6、6651、6652、6653のロ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第324号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村神原4172の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

4172の3(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

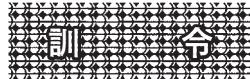
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



長野県訓令第3号

本庁内部部局

現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和元年11月25日

長野県知事 阿部守一

別表第3の1の産業労働部の項中

産業政策課	産政	」を
産業政策課 産業政策課産業復興支援室	産政 産政復	に改める。 」

情報公開・法務課

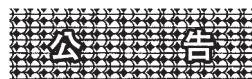
長野県公営企業告示第1号

県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱(昭和42年長野県公営企業告示第15号)は、廃止します。

令和元年11月25日

長野県公営企業管理者 小林透

水道事業課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年11月25日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

柔道着 828枚

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局スポーツ課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

令和元年11月6日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社本久

(2) 所在地 長野市桐原1丁目3番5号

5 落札金額

40,370,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和元年9月26日

スポーツ課